

「官話」の現地化

― 長崎通事書の二重他動詞「把」と琉球通事書の処置文 ―

木 津 祐 子

○ 始めに

近世の長崎と琉球において、対中国貿易及び外交政策上、中国語通訳として大きな職責を担った「通事」という専門職については、夙によく知られるところであろう。彼らの活動が活発であった時期はおおまかに言って十六世紀後半から十九世紀まで、日本の江戸時代と中国の清代にほぼ相当する約三百年の期間にあたる。その間、清朝、江戸幕府ともに海禁政策を実施しており、国民が他国に渡航することを厳格に禁止していた。しかし、中国からの海外移民は明代には一つのピークを迎えていた。加えて明末清初の動乱時期にも多くの人間が国外に居を移し、東アジアの海域においては、長崎（九州）と琉球はこれら移民の目的地の一つでもあったのである。例えば、『日本風土記』巻二「商船所聚」には、明末に九州博多に唐人街が形成されていたことを次のように記す。

我國海商聚住花旭塔津者多。此地有松林方長十里，即我國百里之狀，名曰十里松，土名法哥煞機，乃廂先是也。有一街，名大唐街，而有唐人留戀於彼，生男育女者有之。昔雖唐人，今為倭也。

我が国の海商には、「はかた（博多）津」に住む者が多い。この地は、松林の長さ十里に渡り、我が国の百里のような形状で、「十里松」と名付けられ、現地の地名では「はこさき」つまり「廂先（箱崎）」である。そこに一つの街があり、「大唐街」という名で、中国人で彼の地を去りがたく、家庭を持ち子を設ける者が多くいる。昔は中国人でも、今は日本人となっている。

長崎は、もとより江戸時代日本において公式に對外交易を許された唯一の港であり、琉球は代々中国の冊封国であると同時に、十七世紀初頭からは薩摩の支配を受け、謂わば両属の立場から、日中媒介貿易の前線基地の役割を担っていた。その為、両者共

に、貿易・外交の必要から通訳の育成は急務であった¹⁾。このような情勢を背景に、長崎そして琉球は、それぞれ移民華人をルーツにもつ「通事」を専門職として擁し、対中国交易と外交に専門的に当たるように制度を整備していく。これら長崎の唐通事と琉球の久米村通事は、移住華人に由来する言語媒介者として多くの共通点を有するが、一方で彼らが著した中国語学習書の編纂態度や中華に対しての自己同定の在り方には、それぞれ明確な特色が見られることもわかっている²⁾。

本論文では、以下、「通事書」³⁾ という名称で、長崎及び琉球の通事が著した官話学習のための書物を総称する。通事たちのこれら著作は、言語はもちろんのこと、「通事」にとって重要な教養・知識・価値観を、利用者である通事が最もふさわしいと見なす形式で書き記す。従って、それぞれの通事書は、編纂者であり利用者である通事の学習目標を如実に示すことになるのだが、本文が採用する言語体系及び文体・題材の中に、しばしば「中華」と自己との位置取り、これは当時の彼らにとっては「自己像」と「世界像」とも呼びうるものであるが、それによる位相が様々に反映される。通事書に多様性が生まれるのは、その位置取りの多様性のためでもある⁴⁾。

このように多様な「通事書」群において共通するのは、すべて「官話」という言語によって書き記されるという一点であるが、その「官話」の実態すらも、編纂者ごとに、また媒体ごとに異なる姿を見せる。しかし逆に言うならば、この多様性こそが、「通事書」さらに「官話」を性格づける本質の一つであり、当時の中国周縁—厳密には中国東南海域—に、海を越えて伝播し通用した「官話」の本質とも考え得る。

1) 長崎唐通事及び長崎唐人については、李獻璋『長崎唐人の研究』（1991年、親和銀行親和文庫）、林睦朗『長崎唐通事』（吉川弘文館、2000年）、宮田安著『唐通事家系論攷』（1979、長崎文献社）などの専著があり、またその経済活動については、山脇悌二郎『近世日中貿易史の研究』（1960年、吉川弘文館）などが参考になる。唐通事の唐話及び通俗文学の受容を論じた先駆的著述としては、石崎又造『近世日本に於ける支那俗語文学史』（1967年、清水弘文堂）が挙げられる。

2) この問題については、拙稿2004b、及び同2010にて論じたことがある。

3) 琉球の「通事書」の多くは、従来「官話課本」という名称を用いられることが多かったが、「通事」自身の職掌と学問のあり方について考察を進めるにつれ、「課本」（教科書）という語が有する近代学制的な含意と、「通事書」が見せる実態とに、どうしても見過ごすことのできない乖離を感じるようになった。その問題については、拙稿2008、また同2011での議論に譲る。

4) 注1)所引の拙稿2010は主にこの中華に対する位置取りの問題をめぐって、長崎と琉球両地の通事書に見られる相異を論じた。

本稿では、「通事書」が示す多様性のうち、琉球通事書からは、同一テキストの改訂に際して、通事がどのように地域性を排除しようとしたかを「処置文」の形式変更の側面から検討し、長崎通事書からは、二重他動詞（授与動詞）「把」の用法が示す地域的特徴について検討する。その上で、これら通事書が反映する「現地化」された官話とは如何なるものかについて、考察を加えようとするものである。

一 処置文から見た『官話問答便語』―赤木本と天理本の差異

1 はじめに

琉球の通事書『官話問答便語』には、天理本と赤木本、二つの異本が存在する。文献資料としての赤木本の性質については拙稿 2004a を参照されたい。

赤木本は本文中に大量の修正や増補が加えられた稿本で、その訂補の跡は、琉球通事の官話学習と伝承を探る上で大きな手がかりを与えてくれると同時に、琉球の久米村通事が、学ぶ対象の官話を、その時々の方の現場の需要に応じて不断に改訂を加え続けていたことを端的に示す証左でもある。

ここでは、両者の本文の語法的特徴の中で最も特徴的と思われる「処置文」の形態的差異を取り上げ、その改訂が或る方言的特徴を排除する形で行われていることを指摘し、併せて両者の先後関係について卑見を述べることにしたい。

2 処置文の種類と地方的差異

現代中国語で処置を表す文には、大きく二つの形式が存在する。

一つは「把」もしくは同等の機能を有する他の介詞を用いた形式であり、もう一つは、そのような介詞を用いずに、処置されるべき「受事目的語」を動詞句に前置する「受事前置文」の形式である。一般的に北京語（普通話）においては、「処置文」とは前者の「把」字句を指し、後者の「受事前置文」では、文頭、つまり主語（処置文では主語は動作主となる）より前に「受事目的語」を置く形式のみが規範とされ、それより後ろに置かれる文型は、介詞を持たない場合はすべて非文となる。

しかし、中国東南地域の諸方言においては、介詞を用いずに「受事目的語」を主語

に後置する「受事前置文」(つまり北京語「把」字句の、「把」に相当する介詞を持たない形式)も多く出現し、そのどれもが各方言において規範的文型として成立する。

以下に、いくつか方言の例を挙げてみよう。

(1) 蘇州方言

普通話で、処置文を用いるのが適切な多くの状況において、蘇州方言は処置文を用いてもよいし、「拿」(引用者注：蘇州語で「把」に相当する介詞)を省いて、蘇州方言で常用される SOV 文にすることも可能である。(原文：普通話许多适合用处置句的情况，苏州话可用处置句，也可以省去“拿”字，变成为苏州话中很常用的 SOV 句……。)(刘丹青 1997, p.2-3)

【普】你把介绍信带在身边。 → 【苏】耐(拿)介绍信带勒身边。

【普】让他把话说完了。 → 【苏】让俚(拿)闲话讲完仔。

【普】我把玻璃窗擦干净了。 → 【苏】我(拿)玻璃窗擦清爽哉。

(2) 金華湯溪方言

基本的に普通話の「把」字句に相当する処置文は存在しない。湯溪方言で処置の意味を表す時は、一般に介詞は用いず、直接「受事目的語」を動詞の前に置く。(原文：基本上没有像普通話“把”字句那样的处置句。汤溪话表示处置意义时一般不用介词，而是直接把受事宾语放在动词前面。)(曹志耘 1997, p.40)

【普】你把门关上。 → 【汤】尔扇门关去。

【普】他把饭烧熟了。 → 【汤】渠饭烧熟罢。

【普】我把茶杯打碎了。 → 【汤】我个茶筒儿打破。

(3) 温州方言

(受事目的語を)前置する方式には二種類有る。一つは目的語を直接前置し、もう一つは処置文の形式によって前置する。その為、普通話では処置文によってしか表されない文も、温州方言では一般的にこの二種類の文型を有し、しかも処置文によらない文型が通常の表現となる。

(……(受事**宾语**)前置的方式有两种,一种是**宾语**直接前置,一种是通过**处置式**前置:……所以在普通話中只能采用**处置式**的句子,在温州話中一般有两种句式,而且以非**处置句**为常。)(潘悟云 1997, p.59)

- 【普】他打破了瓶子。 → 【温】〈他〉(〈把〉)瓶打破爻。
【普】你把自行车再借给我骑几天。 → 【温】你(〈把〉)踏脚车再借给我几日。
【普】他把肚子都笑破了。 → 【温】〈他〉(〈把〉)肚都笑破爻。

(4) 福州方言

(処置文は)一般に「共」字句(引用者注:「把」字句に相当する)の「共」を取り払って、大主語が動作主体、小主語が受事をしめす、主述述語文となる。(一般的共字句删除共之后,就变成了大主语施事、小主语受事的主谓谓语句。)

(陈泽平 1997,p.117)

- 【普】你把饭吃了。 → 【福】汝(共)饭食底咯。
【普】你把报纸整理一下。 → 【福】汝(共)报纸类丽。
【普】他把那封信看了一遍又一遍。 → 【福】伊(共)许张批看礼蜀头复蜀头。

これら諸方言の例から見ても明らかな通り、東南諸方言の多くで、処置文は、介詞を用いない受事前置文の形式で表すのが、より普遍的な用法と見なすことができる。

3 『官話問答便語』の処置文

以上を踏まえ、『官話問答便語』赤木本・天理本の処置文の形態を見てみると、興味深い事実が浮かび上がる。赤木本が「把」字句を用いて処置を示す部分を、天理本はほぼ受事前置文を用いて表現するのである。すなわち、

赤木本:「把」字句 ― 天理本:受事前置文

という対応関係である。

以下に実例を確認していこう。受事目的語を導く介詞は把のように□で括り、受事前置文は、下線を引いて区別する。

1a (赤) 花瓶拿下來，將舊水倒了，換了新鮮乾淨的水，把鮮花折兩枝插在瓶中。

1b (天) 花瓶拿去，將舊水倒了，入些新鮮淨水，鮮花折兩枝插在瓶中。(25 葉)

2a (赤) 將茶罐拿去，把茶底倒了，茶杯茶盤洗個乾淨。

2b (天) 茶罐拿去，將底茶倒了，並茶杯茶盤洗乾淨。(25 葉)

3a (赤) 把火柑几塊放在火龍裡，把這火龍放在這裡，好食煙。

3b (天) 炭火柑些放火龍裡，放在這塊，好給人吃煙。(25 葉)

以上、第十二話「短文集＝日用」より

4a (赤) 你若是怕熱把衣服脫下兩件，一冒著風，就生出病來，你的尊体須当保重纔好。

4b (天) 你若是衣裳脫了，冒着風，還要生病，你的尊体須当保重纔好。(40 葉)

以上、第十九話「變わりやすい天候」より

5a (赤) 你如今趕早去買。把錢帶兩錢去。買了東西長短後算。

5b (天) 你如今就要趕去街上，早早買來。我這裡有錢，帶得幾千文去。買了回來，長短有算。

6a (赤) 好。你把錢拿來。我立刻就去買。買齊了，就送進來。

6b (天) 好。你錢拿來。我即刻就去買。買齊，就送進來。(ともに 43 葉)

以上、第二十話「新來の琉球人の買い物のことづける」より

天理本の処置文は、一般的に二種類の系統で表現される。一つは介詞「將」を用いた処置文で、もう一つは介詞を用いない受事前置文である。「把」はほとんど使用されない。一方の赤木本では、「把」字、「將」字、受事前置文の三種全てが用いられる。2a の短い文中に、この三種類の処置文が全て出現するのは特徴的であろう。特に、第十二話の「短文集」は、天理本と赤木本との間にきれいな対応関係を示し、もともと介詞を用いない受事前置文(天理本)を、赤木本が「把」を用いて注意深く書き改めたかのような表現を取る。「將」字句については、処置を示す介詞として赤木本で

も許容される句法であるので、「把」に変換したり「将」のままであったり、まちまちである。

もちろん、上で見たとおり、琉球の通事にとって身近な東南諸方言では、処置文は受事前置文がより一般的であったのだから、赤木本の「把」字句を、天理本が受事前置文に変換したという可能性も完全には排除できない。しかしながら、「把」字句と受事前置文の双方を理解した段階で、そのどちらがより官話として規範的であるかを判断し、その上で何らかの改訂を加えたとするならば、赤木本が天理本の「受事前置文」を非文と捉え、「把」字句や「将」字句型の処置文に書き改めたと考えるのが、現時点では蓋然性が高いように思われる。例 1a のように、三種類の処置構造が一文中に同時に現れるのも、後の手による修正の後を示すと考えの方が、より自然であろう。

『官話問答便語』天理本と赤木本との間で、処置文の形式を変更しようとした痕跡が見られる事実は、早い段階の通事書が有した中国語東南方言に近い地域的特徴を、より理想に近い言語に修正しようとした痕跡と捉えることが可能である。それぞれは純然たる中国の一方言、もしくはその影響を受けた官話を反映してはいないものの、何らかの地域的特徴を「払拭」しようとした点において、やはり「地域的」言語とも見なし得る。その上で、学習者である琉球通事自らが、より実用的かつ理想的な言語体系を追求し、修訂を加え続けた過程を記録するのが、「通事書」の官話なのである。

このように、何らかの地域的影響を有しながらも、学習者（ここでは琉球通事）の現場により適しい形に更改され続ける有り様を、本稿では「現地化」(localization)と呼ぶこととしたい。上で検討した「処置文」も、琉球という現場において「現地化」され、そして通用した官話の一形式を反映する。

それでは、長崎という土地で官話はどのように「現地化」されるのであろうか。以下第二章では、長崎通事書において最も顕著な特徴の一つである二重他動詞「把」字の用法を中心に、その実態を探っていくこととしよう。

二 長崎通事書の二重他動詞「把」

長崎の通事書に頻繁に見られる「把」の用法は、現代北京語とは顕著に異なる特徴を見せる。それは、二重他動詞（授与動詞）としてであり、また動詞に前置もしくは

後置の介詞として、授与対象や使役を示すもので、南方系の白話小説ではまに見られるものの、これ程多様な用法を一度に見せる例は極めて稀である。

本稿では、その特徴を、「授与」と「授与使役」の用法に焦点を当てて分類分析を試みるものである。もちろん、現代北京語「把」字と同じ「処置」を示す介詞用法の「把」も見られるが、ここではそれは取り上げない。

本稿で用いる資料は以下の三種である。

- ・『唐通事心得』：正徳元年～享保三年（1711～18）在長崎の唐僧の逸話を記す。それよりさほど遠くない時期に成立か。現長崎県立長崎歴史博物館蔵。
- ・『長短拾話唐話』：寛文七年（1667）に発生した伊藤小左右衛門の武器密輸事件を「六十年前」と記す。現長崎県立長崎歴史博物館蔵。
- ・『瓊浦佳話』 卷一・二 正徳四年（1714）の正徳新例について「兩年前」と称す。早稲田大学図書館（完）、東北大学狩野文庫（完）、京都大学文学部（残）、九州大学図書館（残）、長崎大学図書館（残）。

各用例の後ろに、【 】に括って標示した出典は、【心】は『唐通事心得』、【唐】は『長短拾話唐話』、【一】は『瓊浦佳話』 卷一、【二】は同卷二を指す。

1 使役動詞と授与動詞

橋本萬太郎氏は、次のように述べる。

……汉语南北方言在被动标志上最显著的区别是：使动－被动兼用只限于北方，而南方却保有着“给”或由其同义词转化来的被动标志。这很明确地联系到东亚大陆南北方非汉语被动结构—南方语言大半保留着“给予”－被动兼用式，而北方兼用使动－被动标志。

……漢語の南北方言の、被動マーカーにおける最も顕著な違いは、使動（使役）と被動（受身）マーカーが兼用されるのは北方方言に限られ、南方では、「給」或いはその同義詞が転化した被動マーカーが用いられることである。これは明らかに東アジア大陸の南北の非漢語内での被動構造—南方の言語の大部分は「給予（授与）」と被動が兼用され、北方では使動と被動が兼用される様式に連関するのである。
(橋本万太郎 1987, p.47)

ここで言う「北方兼用使動－被動标志」とは、北京語で、「叫、让、被」が兼用される事実を言う。呂叔湘 1980 も、次のように三者の機能が相通じることを指摘する。それに対して、広東語や閩南語、呉語や客家語など南方諸方言では、受身は使役動詞ではなく、授与動詞と深い関係を有するとするのが、この橋本説である。

[叫²] (p.268 ～)

〔介〕被。引进动作的使动者，动词前或后要有表示完成、结果的词语，或者动词本身包含此类成分。用于口语。……

(叫²は被に同じ。動作のシテを導く。動詞の前或いは後ろに、動作の完成また結果を示す語を置くか、或いは動詞そのものがこのような要素を含んでいる必要がある。交互に用いる)

墨水瓶叫弟弟打翻了。／小张叫我批评了几句。／窗口叫大树挡住了阳光。⁵⁾

[让] 比较 让：被：叫² (p.406)

叫、让的介词用法基本同‘被’。‘叫、让’用于口语。比较正式、庄重、严肃的情况用‘被’，不用‘叫、让’。(‘叫·让’の介詞用法は基本的に‘被’に同じである。‘叫·让’は口語で用いる。より正式で、重々しく、厳かな場合には‘被’を用いて‘叫·让’は用いない)

もちろん、この橋本氏の指摘以降、北京方言の「給」がもつ受身・使役用法の成立過程に関して、数多くの論著が公にされている。使役用法を「許容使役」と「強制使役」とに分けた上で、現代北京方言に純然たる「許容使役」の「給」は成立しないとする木村英樹 2004・2005 や、その反対に、使役用法を「致使」「致使・吩咐」「許可」の三種に分けて、「給」の使役用法には「許可」しか存在しないとする石毓智 2004、また、歴史文法の観点から使役を「授与使役」と「非授与使役」に分けたうえで、「給」の意義拡張の上で本質的なのは「授与使役」だとする山田忠司 1999 など、様々な主張が見られる。このため、橋本 1987 のように、「使役」を一枚岩に捉えて「叫、让」兼

5)ここに引用する用例は、同書に複数列举されるものから引用者が選別を行った。

用と見なす図式には、尚修正すべき点が残っているのは事実であろう。しかしながら、北京方言など北方諸方言における「給」の史的転変は一旦措くとしても、長崎の通事書に見える「把」字の用法には、橋本氏の指摘通り、給予（授与）動詞との関連が色濃く反映している。

本稿ではこの橋本氏の指摘を踏まえ、長崎通事の通事書が見せる「把」字の用法が、南方方言の影響を受けた官話の一特徴を示すとして、以下に、実際の用例を確認していくこととしたい。「把」字が有する使役用法については、授与動詞との強い関連性に鑑み、山田 1999 の「授与使役」「非授与使役」⁶⁾ という概念を用いることとする。

1-2 授与対象マーカの「把」

1-2-1 【A】 $V_1 + N_1 + \text{把} + N_2 + V_2$ 、【B】 $\{N_1\} + V_1 + \text{把} + N_2 + V_2$

これは、事物 N_1 が利益として N_2 に与えられる時、その授与対象 N_2 を「把」が導く形式である。この時、授与される事物 N_1 が、 V_1 の目的語として示される 1～5 と、 N_1 は V_1 に前置し、 V_1 が「把」と直接結びついてあたかも複合動詞「租把～」「説把～」の如き形態を取る 6～10 の形式とに二分することが可能である。後者の場合は、授与対象 N_2 が享受する事物 N_1 は、処置文または受事前置文、もしくは別の動詞句によって V_1 以前に前置される（ $\{N_1\}$ と標示した部分を指す）。

ともに注意すべきは、この享受する事物 N_1 が、同時に V_2 の目的語ともなる点である。下の引用中、□ でかこった部分が N_1 で、それぞれ後続の V_2 (吃, 看, 聽聽, 居住, 聽, 收, 穿など) の目的語を兼ねていることがわかるであろう。また、 N_2 は後続の V_2 の動作主として N_1 を戴く。これにより、「把」は使役を示すマーカに近似する振る舞いを見せる。

【A】 $V_1 + N_1 + \text{把} + N_2 + V_2$

1 那醫生滿心想要救得活，把藥箱裡頭的藥劑和盤托倒出來，把病人吃。（医者とい

うのは誠心誠意救ってやろうとし、薬箱の中の薬と受け皿を（？）ひっくり返し

6) 「給」に使役の機能が成立するかどうかは、「許容」や「強制」といった従来の概念よりも、「物の授受」が前提として存在するかどうかの方がより重要な条件となるという山田忠司 1999 の主張に基づく分類である。

て全部取り出して病人に食べさせるものだ。)【唐】

2 後來一頭吃茶，一頭把滿家中的内眷們都叫攏來講經把他們聽。(後で、お茶を飲みながら家中の女性達を皆呼び寄せて、仏話を語って聞かせてやろう。)【心】

3 只当隔靴搔不著痒處，好几遭落空了，及至弄手勢把他看，方纔搔着了。(ともかく隔靴搔痒で何度も空振り，手真似で相手に見せてやり，ようやく痒いところに手が届く。)【心】

4 有甚緣故，傾心剖胆說出來把我聽々。(どんなご縁か，腹を割って私に聞かせてください。)【心】

5 先將告示掛在大桅上，叫財副高聲朗誦念起來把眾人聽。(先に御触書を「たも」に掲げ，財副に大聲で読み上げさせ，衆人に聞かせる。)【二】

【B】 {N₁} + V₁ + 把 + N₂ + V₂

6 把房子租把唐人居住，打掃房間，把客人開舖，高床高椅，好茶好飯管待他。(家を唐人に貸して住ませ，部屋を掃除してやり，客人に店を開かせ，上げ膳据え膳，ご馳走でさんざん世話を焼く。)【一】

7 為何呢，借一個譬如的話頭，說把你聽。(何故なのか，たとえ話であなたに説明してあげましょう。)【唐】

8 憑你怎麼樣瑣碎的事情，半吞半吐，畧々說把他聽，他就會意了然明白，像個經過手的一樣。(どんな些細なことでも，ほんの少し粗々彼に聞かせてやると，即座に納得し，まるで自ら経験したのと変わらないくらいにやってのける。)【心】

9 後來發貨的時節，仍舊秤起來，秤把商人收。(後で出荷する時にも，やはり目方を量って，重さに應じて商人に金を受け取らせる。)【二】

10 衣服也是自己穿得不冷不寒，餘下的都送把人家穿。(服も自らは寒さをしのぐ程度を着て，残ったものはすべて人様が着るのに進呈する。)【心】

5の例は、使役マーカー「叫」と、授与対象マーカー「把」が同時に用いられており、この場合の「把」が「叫」とは用法が異なることが見て取れる。「告示」という授与物は、「叫」で導かれるシテの「財副」が朗誦する上では授与物ではなく、「把」で導かれる

もう一つのシテの「眾人」にとっては、聞かせてもらう授与物なのである。

1-2-2 V 把 +N (N は V の授与対象)

- 11 原來兵器是日本大禁，看也不許外国人看，何況賣把外国人，這是越發罪大了。
 (もともと武器は日本では御法度，見ることすら外国人には許されない。ましてやそれを外国人に売り払うなど，それはいよいよ大罪だ。)【一】

この用例は、1-2-1のように、兼語文の形式を取らない。但し、上の例 11 を、「賣把外国人用」の「用」のように、さらに動詞を後続させれば、1-2-1【B】と同じ用法となる。つまり、1-2-1の使役的な兼語文形式も、動作動詞としての V₂にはほとんど実態は無く、「授与」されたものを受領した後に如何に用いるかという「次に発生する事態」を動詞として最後に加えることで、「把」の授与意義を定着させる役割を果たしたものと私は考える。1-2-1、1-2-2ともに、「把」はあくまでも授与対象マーカーとしての機能であるが、1-2-2の用法においては、「授与」と「使役」の意味的連関が更に密接になる。

1-3 授与使役マーカー「把」：「(前句)，把 + N + VP」

「把」によって導かれる名詞が、前置の動詞または動詞句の(利益)授与対象であり、かつ後続動詞句の動作者となる使役文である。1-2で見たとおり、長崎通事書においては「把」がもつ「授与対象」マーカー機能と「使役」的語構造は相接近することが観察された。この1-3「授与使役」マーカーが1-2「授与対象」マーカーと異なるのは、「授与使役」マーカーが導く動作主を主語にもつ後続の動詞句が、授与される事物から独立して別の(多くの場合、次に起こる)事態を述べることである。形式的な相違としては、「把」より先に、前句の形で明示される授与事物は、「把」に後置される動詞句の直接の目的語ではないという点である。

- 12 新造一個唐館，把唐人住在裡頭，不許出外。(新たに唐人屋敷を造営し，唐人を中に住ませ外出を禁止した。)【二】

13 一根草也不許帶回去。回路上縱有私貨船，無物可賣，無貨可買，不把他犯法的意思了。（一本の草も持ち帰ることは許されない。帰路に，假に密貿易船があつても，売るものも買うものもなければ，法を犯させずにすむというお心ばえだ。）

【二】

14 把房子租把唐人居住，打掃房間，把客人開舖，高床高椅，好茶好飯管待他。（家を唐人に貸して住ませ，部屋を掃除してやり，客人に店を開かせ，上げ膳据え膳，ご馳走でさんざん世話を焼く。）【一】

15 譬如你替人打一个官司，明々自己理不是，破些少鈔，賄賂官府の時節，那官府（的）不管有道理沒道理，看銀子的面上，替你用情判斷得不把你吃虧了。（例えば，お前さんが人と裁判を起こしたとして，明らかに自分に理がないときでも，ちよいとお金を積んでお上に賄賂でも送りゃ，お上つてもんは，道理が有ろうと無かろうと，銀子の面を見て，お前さんに損はさせないよう手心を加えてお裁きしてくれるさ。）【心】

16 雖沒有甚麼大利市，到（倒）也不吃虧，差不多扯得直。把前頭六個船是都虧了本。（それ程の大もうけは無かったが，損もせずに大体収支もとんとんだ。しかし先に來ていた六船は皆損をさせられた。）【唐】

17 說罷，便叫財副寫一張甘結，把眾人打個花押。（言い終わるや，財副に同意書を書かせ，皆に花押を押させた。）【二】

12～17のいずれも、「把」で導かれる名詞Nに与えられる利益は、直前のフレーズで語られる内容そのものである。12は、「新しく建造した唐館を唐人に与える」ことが前提となって、そこに住ませることを「把」によって示し、14は1-2-1例6と同一文中に見える例であるが、ここでは「掃除した部屋を用意」し、そこで客人に店開きさせることを言うための構文である。13・15は否定文なのでわかりにくいが、13では「密貿易の物資となるような物品を与えない」ことが先に述べられることからわかるように、「それを与えれば」罪を犯させることとなる事態を想定しているのであって、やはり直前の「物」や「貨」が「他」に与えるものという前提を作る。15は「損はさせない」という表現で、相手に十分な銀子を渡して商売を成立させる、

と言うのであり、これも授与使役の一つと見なして良い。16 は 15 の反対で「損をした」ことを述べるが、やはり授与の有無が背景に存在する。

17 は、直前に財副に書かせた「甘結」を皆に与え、その上で花押をそこに押させる、という発想であろう。この例は、1 - 2 - 1 の例 5 と対照すると、5 の「聴」が極めて形式的な機能しか持たなかったのに対し、本例の「打」はより明確な動詞機能を示し、「把」の授与対象マーカー（例 5）と授与使役マーカー（例 17）との間の強い関連性を確認し得る例として重要である。

1 - 4 非授与使役マーカー「把」

これも、1 - 3 と同様、「把」に導かれる N が後続の VP の動作者を兼ねる使役文であるが、両者の違いは、この 1 - 4 では、N に授与される事物が明確には存在しない、または明示されず、利益授与対象マーカーとしての機能が「把」から脱落している点にある。用例は多くない。

18 又把寧波上海這幾處的船禁洋，不許出港。（さらに寧波や上海などの船を出港禁止にした。）【二】

19 先把十來個人下船看守，一則防備偷盜，二則好起貨物。（まず十数人を船にやって見張りをさせる。一つには盗難を防ぐため、二つには貨物を積み出しやすくさせるため。）【二】

1 - 5 手段・道具「N₁ + 把 + N₂ + VP（N₂ は VP の道具 or N₁ の一部）」

最後の例は、「把」が手段もしくは道具を導く用例である。現代北京語では「用」に相当する。この用法に該当するのは下の 20 のみである。この例では、「自己的耳朵」（N₂）が有意思者「我」（N₁）の一部であることから、N₂ が擬人化されて非授与使役に近い用法と見なすことも或いは可能かもしれないが、いま暫時獨立して扱うこととする。

20 那通知的人把自己口來說一說，我听的也把自己的耳朵來听一聽。不干你的事。（伝

令の者は自分の口でしゃべり、聞く方のこっちも自分の耳で聞くだけ。お互い知ったこっちゃない。)【唐】

2 北京語「給」・諸方言との比較

「給」のもつ使役用法が受身もしくは使役としての用法を獲得する過程に、受益者マーカーの働きが媒介的に機能するとの指摘がある⁷⁾。確かに、北京語の「給」の歴史を考える上で、その受益者マーカーの意義拡張を考えることは有効に思われる。ところが、長崎通事書での「把」には、北京語の「給」が持つ受益者マーカーとしての用法が見られない。この点で、長崎通事書の「把」は北京語「給」と大きな違いを有している。

受益者マーカーとは、下のような機能を指す。

如果你忙，我給你作菜，你放心吧。

(もしも忙しいなら、私があなたに料理を作ってあげるから、安心しなさい)

この場合、「給」で導かれる受益者「你」は、後続の動詞句「作菜」の動作主ではない。動作主は句の主語である「我」で一貫する。このような用法が、長崎通事書の「把」では一切見られないのである。もちろん、被動（受身）マーカーとしての機能も「把」には存在しない。受身を示すときには、長崎通事書ではオーソドックスに「被」のみを用いる。つまり、長崎通事書の用例では、処置＝使動＝授与≠受益≠被動となる。

この事実を踏まえ、下に、先行研究をもとに北京語での「給」と、長崎通事書「把」の用法を対照させて表示する。なお、北京語の「給」について根拠としたのは、木村英樹 2004、山田忠司 1999 の議論と用例である。△は、用例が極めて少ないことを示す。

7) 木村英樹 2004「授与から受動への文法化」(月刊『言語』4月号)、木村英樹 2005「北京話“給”字句扩展为被动句的语义动因」(『汉语学报』2005-2)。

表 1

	動作者 (被動)	受益者	授与対象 (授与)	被使役者 (授与使役)	被使役者 (非授与使役)
北京：当代 (給)	○	○	○	○	×
北京：近代 (給)	×	○	○	△	×→○
長崎唐通事 (把)	×	×	○	○	○

表 2

	受動	使役	授与	受益
北方 使役・受動系動詞	叫、让、被	= 叫、让、被	×	×
授与系動詞	給	給	給	給
南方 使役・受動系動詞	被	≠ 叫、教	×	×
授与系動詞	×	≠ 把 = 把	把	給

ちなみに、長崎通事書の「把」用法は、下の表 3 でも見るとおり、呉語や長江中下流域の官話方言に、完全には一致しないものの、似た特徴を有する介詞の例が見出せた。長崎通事書の「把」の用例も、これらの方言特徴に通ずる例と見なし得る。

表 3

省	漢字地名	処置	使役	受動	授与
湖南省	安郷県	把	把	—	把
	溆浦県	把	把	—	把
江蘇省	阜寧県	把	把	給	把
	如皋県	把	把	給	把
	泰州市	馬	馬	挨	馬
	塩城市	把	把	給	把

(依拠資料) 应雨田 1994、贺凯林 1999、江苏省方言志 1998

幾つか具体的な例を下に挙げておくこととする。用例は、高淳方言は石汝傑 1997、宿松方言は唐愛華 2005、汪化云 2004 による⁸⁾。

8) 石汝傑 1997 高淳方言の動詞謂語句，《動詞謂語句》(中国東南部方言比較研究叢書 3，暨南大学出版社)，pp.35-36。唐愛華 2005《宿松方言研究》pp.258-261。汪化云 2004『鄂東方言研究』(巴蜀書社) p.216

授与使役

二爺把我喫了。

鄂東方言（湖北黃岡市）

非授与使役

不要把它跑掉了！

（江蘇）高淳方言

落雨在，把個伢去接下爹爹。（下雨了，讓個孩子去接一下爺爺。）

（安徽）宿松方言

授与対象

送辣本書把小張。

（江蘇）高淳方言

手段・道具

我喜歡把豬油炒飯吃。（我喜歡用豬油炒飯吃。）

（安徽）宿松方言

三 まとめ

琉球通事が官話を学ぶ際にもっとも重視したのは言語の実用性であった。臨機応変に生きた言語を学ぼうとしていた姿勢が各種通事書から確認できる。時期を同じくして、『百姓』と『官話問答便語』という、二つの言語体系をもつ通事書が使用されたことも、それを示唆するものであった⁹⁾。また、本稿で論じたように、同じ『官話問答便語』であっても、異なる二本のテキスト間で、一方は呉語や閩語など、中国東南諸方言に広く観察される「処置文」形式を反映し、もう一方はそれをより北方官話に近い形式に修正しようとしたかのような形式を取ることも確認できた。これらはすべて、通事書が実際の用途や新たに獲得した官話の実状に合わせて不断に修正を積み重ねるという性格を反映するものであろう。その結果、通事書に現れる言語は、多種多様な特徴が同時に取り込まれた、ある意味で琉球という場において「現地化(localization)」した実態を示すものとなったのである。

一方、長崎の通事書に見る「把」字の用法は、長江中下流域の方言的特徴に通ずる特徴であり、やはりある種の地域性を反映するものであった。ただ、琉球と長崎とでは、浮かび上がる方言的特徴に相違があり、両地の通事が学んだ官話が、それぞれの

9) 拙稿 2004a、同 2004b。

実状に即して、琉球なら琉球、長崎なら長崎という風に、個有の「現地化」を遂げたことを示している。視点を換えて言うなら、「官話」という言語そのものが、このように臨機応変の緩やかな言語実態—「現地化」可能な言語実態—を広く許容しうるものであったと言うこともできよう。

「官話」は、多くの場合、自然言語としてではなく「学ばれる言語」として存在する。「学ばれる言語」としての性格を有する以上、多様な言語相の出現を、「官話」は存在の当初から内包していたと見なすべきであろう。琉球や長崎の通事たちが編纂した通事書において、複数の地域的特質を混在させた官話が姿を現し、さらに実用に即した形で、随時更改を加えられていくのも、正に官話のその特質ゆえのことではなかったか。

【引用文献】

中国語

- 北京大学編 1989 《汉语方言字汇第二版》，文字改革出版社
- 曹志耘 1997 〈金华汤溪方言的动词谓语句〉，李如龙、张双庆编《动词谓语句》，39-57
- 陈泽平 1997 〈福州话的动词谓语句〉，李如龙、张双庆编《动词谓语句》，105-120
- 1998 《福州方言研究》，福建人民出版社
- 贺凯林 1999 《溆浦方言研究》，湖南教育出版社
- 黄伯荣主编 1996 《汉语方言语法类编》，青岛出版社
- 江苏省方言志 1998 《江苏省志·方言志》，南京大学出版社 1998)
- 木村英樹 2005 〈北京话“给”字句扩展为被动句的语义动因〉，《汉语学报》2005-2
- 李如龙 1996 〈泉州方言的体〉，《动词的体》（中国东南部方言比较研究丛书），195-224
- 李如龙 2001 《福建县市方言志 12 种》，福建教育出版社
- 林连通 1993 《泉州市方言志》，社会科学文献出版社
- 刘丹青 1997 〈苏州方言的动词谓语句〉，李如龙、张双庆编《动词谓语句》，1-20
- 桥本万太郎 1987 〈汉语被动式的历史、区域发展〉，《中国语文》1987-1, 36-49
- 石汝傑 1997 〈高淳方言的动词谓语句〉，李如龙、张双庆编《动词谓语句》，35-36
- 唐爱华 2005 《宿松方言研究》，文化艺术出版社
- 汪化云 2004 《鄂东方言研究》，巴蜀書社
- 徐丹 1992 〈北京话中的语法标记词“给”〉，《方言》1992-1
- 应雨田 1994 《湖南安乡方言》，中国社会科学出版社
- 周长楫 1998 《厦门方言研究》，福建人民出版社

日本語

- 木村英樹 2004 「授与から受動への文法化」, 月刊『言語』4月号
- 木津祐子 2004a 「赤本文庫蔵『官話問答便語』校注(稿)」, 『沖縄文化研究』31(法政大学沖縄文化研究所), 543-657(115),
- 2004b 「琉球編纂の官話課本に見る「未曾」「不曾」「没有」―その課本間差異が意味すること―」, 『中国語学』251, 34-55(22)
- 2008 「『白姓』の成立と傳承―官話課本に刻まれた若き久米村通事たち―」, 『東方学』115号, 123-140(18)
- 2010 「通事の「官話」受容―もう一つの「訓読」―」(中村春作等編『続・訓読論―東アジア漢文世界の形成』, 260-291(30)
- 2011 「琉球本『人中畫』の成立―併せてそれが留める原刊本の姿について―」, 『中國文學報』第81冊, 36-57(22)
- 山田忠司 1999 「『儒林外史』における“給”の用法」, 『中国語学』246
- 山田忠司 2005 「“給”に関する研究文献目録(1956～2004年)附: 近年に於ける“給”の文法化に関する研究動向」, 『文学部紀要』文教大学文学部 19-1